

(税経 49)

令和 3 年 2 月 12 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

(公 印 省 略)

### 消費税転嫁対策特別措置法失効に伴う周知の協力について

今般、厚生労働省医政局総務課より、別添の通り、「消費税転嫁対策特別措置法失効に伴う周知の協力について」の周知の協力依頼がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、消費税転嫁対策特別措置法については、令和元年 7 月 10 日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について」（年税第 21 号）でご案内しておりましたが、同措置法が本年 3 月末までの時限措置となっており、特に総額表示（税込み価格の表示）については、本年 4 月以降義務化となります。医療機関においては、人間ドックや室料差額その他の消費税が課税される売上取引の料金を価格表等において提示する場合等が、今般の総額表示義務化の対象となります。これに伴い、財務省、公正取引委員会においてリーフレット等が HP に公表されています。

#### [添付資料]

- 消費税転嫁対策特別措置法失効に伴う周知の協力について（厚生労働省医政局総務課、令和3年 2月8日）
- 参考資料 令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！（財務省）

事務連絡  
令和3年2月8日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課  
(公 印 省 略)

### 消費税転嫁対策特別措置法失効に伴う周知の協力について

医療行政につきましては平素より多大なご理解及びご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等において、消費税率が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定され、また、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されております。

これらについては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について（医政総発0703第1号・令和元年7月3日付け厚生労働省医政局総務課長通知）」により、貴会においてご対応いただいているところです。

この度、「消費税転嫁対策特別措置法」が本年3月末までの時限措置となっており、特に総額表示については、本年4月以降は義務化となります。これに伴い、財務省、公正取引委員会においてリーフレット等をHPに公表しております。

つきましては、貴会におかれましても、各HPの周知に御協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 財務省

財務省ホームページ（令和3年4月1日以降の価格表示について）

（URL：[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/sougaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/sougaku.html)）

- 「総額表示リーフレット」：総額表示として認められる価格表示例やよくあるご質問（FAQ）が記載されています。
- 「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の価格表示に関する消費税法の考え方」：総額表示義務の趣旨や対象についての考え方、具体的な表示方法についての考え方が記載されています。

## 2 公正取引委員会

公正取引委員会ホームページ（消費税転嫁対策コーナー内の「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」）

（URL：<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-shikko-QandA.html>）

## 3 参考

転嫁対策の全般的な資料等は以下を参照ください。

（URL：[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/tenkataisaku.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/tenkataisaku.htm)）

以上



# よくあるご質問（FAQ）

Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（平成25年9月10日 消費者庁）をご覧ください。



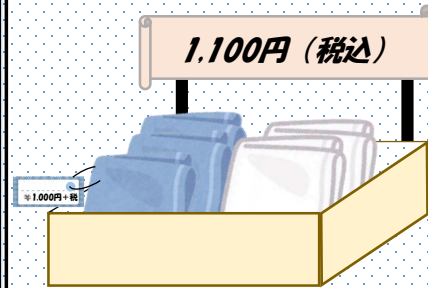
Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。



Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要が生じます。



※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d03.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm)

